次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
東京34ＲＩＬＳ	上欄に同じ	東京国際空港内	ローカライザー	108.904 108.896	10 10	337°	ＩＴＣ	24時間	平成９年３月27日（平成29年11月９日から平成30年２月28日までインナーマーカーの供用休止）	カテゴリーⅢ	3.0°
			グライドスロープ	329.304 329.296	2 0.2						
			インナーマーカー	75	1						
			ＤＭＥ	987	100						
（略）											
広島ＩＬＳ	上欄に同じ	広島空港内	ローカライザー	108.704 108.696	10 10	097°	ＩＨＧ	７時30分から22時30分まで	平成５年10月29日	カテゴリーⅢ	3.0°
			グライドスロープ	330.504 330.496	2 0.2						
			ＤＭＥ	985	100						
（略）											
松山ＩＬＳ	上欄に同じ	松山空港内	ローカライザー	109.304 109.296	10 10	138°	ＩＭＰ	７時から22時まで	昭和49年９月７日	カテゴリーＩ	3.0°
			グライドスロープ	332.004 331.996	2 0.2						
			ＤＭＥ	991	100						
（略）											

改正前

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
東京34ＲＩＬＳ	上欄に同じ	東京国際空港内	ローカライザー	108.904 108.896	10 10	337°	ＩＴＣ	24時間	平成９年３月27日	カテゴリーⅢ	3.0°
			グライドスロープ	329.304 329.296	2 0.2						
			インナーマーカー	75	1						
			ＤＭＥ	987	100						
（略）											
広島ＩＬＳ	上欄に同じ	広島空港内	ローカライザー	108.704 108.696	10 10	097°	ＩＨＧ	７時30分から21時30分まで	平成５年10月29日	カテゴリーⅢ	3.0°
			グライドスロープ	330.504 330.496	2 0.2						
			ＤＭＥ	985	100						
（略）											
松山ＩＬＳ	上欄に同じ	松山空港内	ローカライザー	109.304 109.296	10 10	138°	ＩＭＰ	７時30分から22時まで	昭和49年９月７日	カテゴリーＩ	3.0°
			グライドスロープ	332.004 331.996	2 0.2						
			ＤＭＥ	991	100						
（略）											

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十九日から施行する。ただし、第三項の表東京34ＲＩＬＳの項の改正規定は同年十一月九日から施行する。